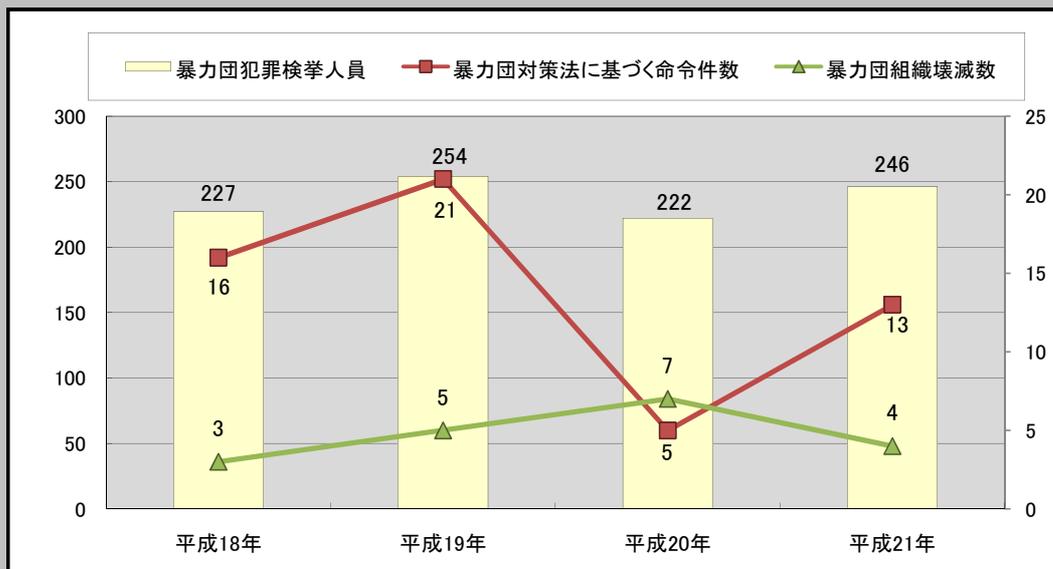


業 務 名	暴力団総合対策の推進
--------------	------------

○業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				単 位
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
暴力団犯罪検挙人員	227	254	222	246	人
暴力団対策法に基づく命令件数	16	21	5	13	件
暴力団組織壊滅数	3	5	7	4	団体
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	単 位



○業務の主なコスト

No.	事 業 名	平成21年度事業費 (千円)	平成22年度事業費 (千円)
1	暴力団対策警察費	1,036	993
2	暴力団対策推進費	11,690	12,753
3			
4			
5			
6			
7			
8			
合 計		12,726	13,746

○平成21年の取組み

- 暴力団幹部らによる暴力行為等処罰法違反事件を検挙するなど、暴力団員等246人（前年比+24人）を検挙した。
- 財団法人暴力追放三重県民センター（以下「暴追センター」という。）と連携して、県内の主要地域5か所で三重弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士（以下「民暴弁護士」という。）による民事介入暴力巡回無料法律相談を実施した。
- 警察及び暴追センターに寄せられた暴力相談に対し、事件検挙、暴力団対策法の中止命令の発出、民暴弁護士の紹介等適切に対応した。
- 暴力団離脱相談専用電話「組抜け110番」、三重県警察社会復帰アドバイザー等を活用し、暴力団員25人を組織から離脱させた。
- 暴力団等からの不当要求等に対する被害を防止するため、暴追センターと連携し、企業、行政等の不当要求防止責任者1,310人に対し、責任者講習を実施した。
- 公共事業、生活保護、公営住宅等からの暴力団排除を推進するため、県、市町と協定書を締結し、暴力団員等の排除措置を推進した。
- 暴力団総合対策を実施した結果、平成21年末現在の暴力団勢力は約1,160人で、前年と比較し、約10人減少した。

○課題と平成22年の取組み

- 暴力団は、組織実態を隠ぺいする傾向にあることから、その実態を解明するため、暴力団に関する情報を集約、分析し、
 - ・ 資金源の遮断及び構成員の検挙
 - ・ 犯罪収益の没収・追徴
 - ・ 暴力団犯罪等の被害者等の保護対策などを推進する。
- 公共事業、生活保護、公営住宅等から暴力団を排除するため、県、市町と連携し、暴力団員等の排除を推進する。
- 暴追センター、民暴弁護士と連携し、企業対象暴力、行政対象暴力等を防止するため、
 - ・ 行政機関、企業等との連絡体制の確立
 - ・ 企業、行政等に対する責任者講習の実施
 - ・ 暴力団員等を相手とする損害賠償請求訴訟に対する支援
 - ・ 事務所撤去等に対する支援などを推進する。
- 社会全体で暴力排除活動を推進するための方策として、暴力団排除に係る条例の制定への取組みなどを推進する。